

磯崎川水系河川整備基本方針

いにしえびと

古人の安住の地 磯崎川、

今に活かす人と自然の交流水辺

平成 13 年 10 月

青 森 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 磯崎川流域の現状	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川整備の基本となるべき事項	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	5

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 磯崎川流域の現状

磯崎川は、青森県南西部の白土山（標高236.0m）に源を発し、山間部を北流し、途中、左支川の湯ノ沢川を合わせ、深浦町の住宅地を貫流し、深浦湾に注ぐ流域面積8.16km²、幹川流路延長3.6kmの二級河川である。

流域内の地形は、上流域は比較的急峻な高地であるが、中流域は山頂付近がなだらかな海岸段丘地形を示し、下流域は段丘地形を侵食して出来た谷地形となっている。

川幅は、支川湯ノ沢川合流点付近の上流は5m程度、その下流は河口まで9m程度である。河床勾配は、上流区間は1/50～1/70程度、河口より約500mの区間は1/150から1/190程度の急流河川である。

沿川の状況は、河口附近から約400m区間は両側に人家が密集しており、その上流は、右岸側に人家がある一部の区間を除き、農地となっている。

磯崎川の治水事業は、深浦町を中心に床上浸水7戸、床下浸水107戸、浸水面積37haの被害をもたらした昭和36年7月出水を契機として、昭和38年度に河口から元深浦橋付近までの550mについて護岸整備等の改修に着手した。その後、昭和52年8月洪水等の被害を受けたことから、昭和56年度に改修区間を河口から湯ノ沢川合流点付近までの870mに延伸し、昭和62年度に整備を終えている。しかしながら、河口付近での宅地化の進展や商店街の整備、また、深浦町による、観光地としての円覚寺周辺の環境整備等により、沿川に資産の集積が進んでいるため、浸水被害があった昭和52年8月洪水に対応できていない現状の河道では十分とは言えず、治水安全度の向上を図る必要が残されている。

磯崎川の河川水は、3ヶ所の取水堰から約0.01m³/s取水され、約3haの農地へのかんがい用水として利用されている。

磯崎川は、「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定はなされていないが、平成5年～7年に実施した水質調査では、BOD75%値で湯ノ沢川合流点付近ではA A 類型（1mg/l以下）、中山橋地点ではA 類型（2mg/l以下）に相当する水質が維持されている。

磯崎川の上流部は、ブナ、ミズナラを主体とした山地の中を川が流れ、中流部では川の周りに水田が耕され、河畔にはミズナラ、コナラその他ススキ、ヨシ草原が見られる。上中流部の自然な流れの中には、清流に生息するイワナ、ヤマメ、また、早瀬を中心に生息するヨシノボリ類が見られる。下流部は、兩岸に人家が並び、川はコンクリート護岸で覆われているものの、感潮域を除いて水際にスゲ、ミゾソバなどの植生が見られる。護岸には所々川へ降りる階段が整備され、地域住民によってコイの放流なども行われている。

このように磯崎川流域は、上流から自然景観、田園景観、都市的景観が連続して一つのまとまりをもった空間を形成し、特に下流域はJR五能線深浦駅、国道101号、深浦港等が集中する町の社会・経済の中心として、地域住民と密接な係わりをもってきた。

これらのことから、洪水から流域住民の生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、動植物の多様な生息・生育環境を保全し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を形成する「環境」のバランスのとれた、安全で魅力ある川づくりが望まれている。

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

磯崎川の河川整備は、特に深浦町民の生活基盤を形成している流域について、治水安全度を早急に向上させる「安心して暮らせる川づくり」が重要であるとともに、磯崎川の小さな流れがもたらす清らかな水と豊かな緑を生かし、人と川が共存できる「うるおいと安らぎの川づくり」を進めていくことが必要である。

また、沿川の地域に対しては、安定した水利用のできる「豊かな水、恵みの川づくり」を基本としつつ、自然環境に配慮した河川整備を進めていかなければならない。

そのため、磯崎川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針として、河川整備の現状、水害発生の現状、河川の利用の現況並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう地域の発展に係わる深浦町長期振興計画等諸計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全を図っていくものとする。

災害発生の防止又は洪水被害の軽減に関しては、30年に1回程度の確率の降雨により発生する規模の洪水について、安全な流下を図るものとする。さらに、整備途上段階あるいは計画規模を上回る洪水に対しては、町の有線放送と連携した情報伝達体制の整備等、ソフト面の充実を図り、地域住民と連携して洪水に備えるものとする。

河川水の利用に関しては、既設かんがい用水や新たな水需要に対処するための水資源開発を促進するとともに、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保し、良好な水環境の保全に努めるものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、流域の自然環境や社会環境の特性をふまえ、地域のニーズに配慮し、川が「地域の顔、ふるさとの顔」となるよう、磯崎川の特徴である清らかな水と豊かな緑に育まれた動植物の多様な生息・生育環境の確保・保全に努めるとともに、沿川住民の自然環境との触れあい、身近な憩いの場などを整備・保全する。また、磯崎川を中心に一つのまとまりを持ったのどかな景観を保全するよう配慮するとともに、地域住民との連携により、現在の良好な水環境の保全に努めるものとする。

河川の維持管理に関しては、洪水調節施設、堤防、護岸等の河川管理施設の機能が十分発揮できるよう維持する。また、地域の人々にとって最も身近な親水空間である磯崎川を守り育てていくために、河川愛護の浸透並びに住民参加による河川清掃などの河川管理を推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、流域の状況及び県内河川の計画規模とのバランスを総合的に考慮して、30年に1回程度の確率で発生する規模の洪水とする。

磯崎川の基本高水のピーク流量は、昭和50年7月洪水、昭和52年8月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、基準地点中山橋において $90\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $40\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $50\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位： m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
磯崎川	中山橋	90	40	50

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

磯崎川における計画高水流量は、中山橋地点において $50\text{m}^3/\text{s}$ とする。



磯崎川 計画高水流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの 距離 (km)	計画高水位 T.P. (m) 注)	川幅 (m)
磯崎川	中山橋	0.3	+2.71	9

注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

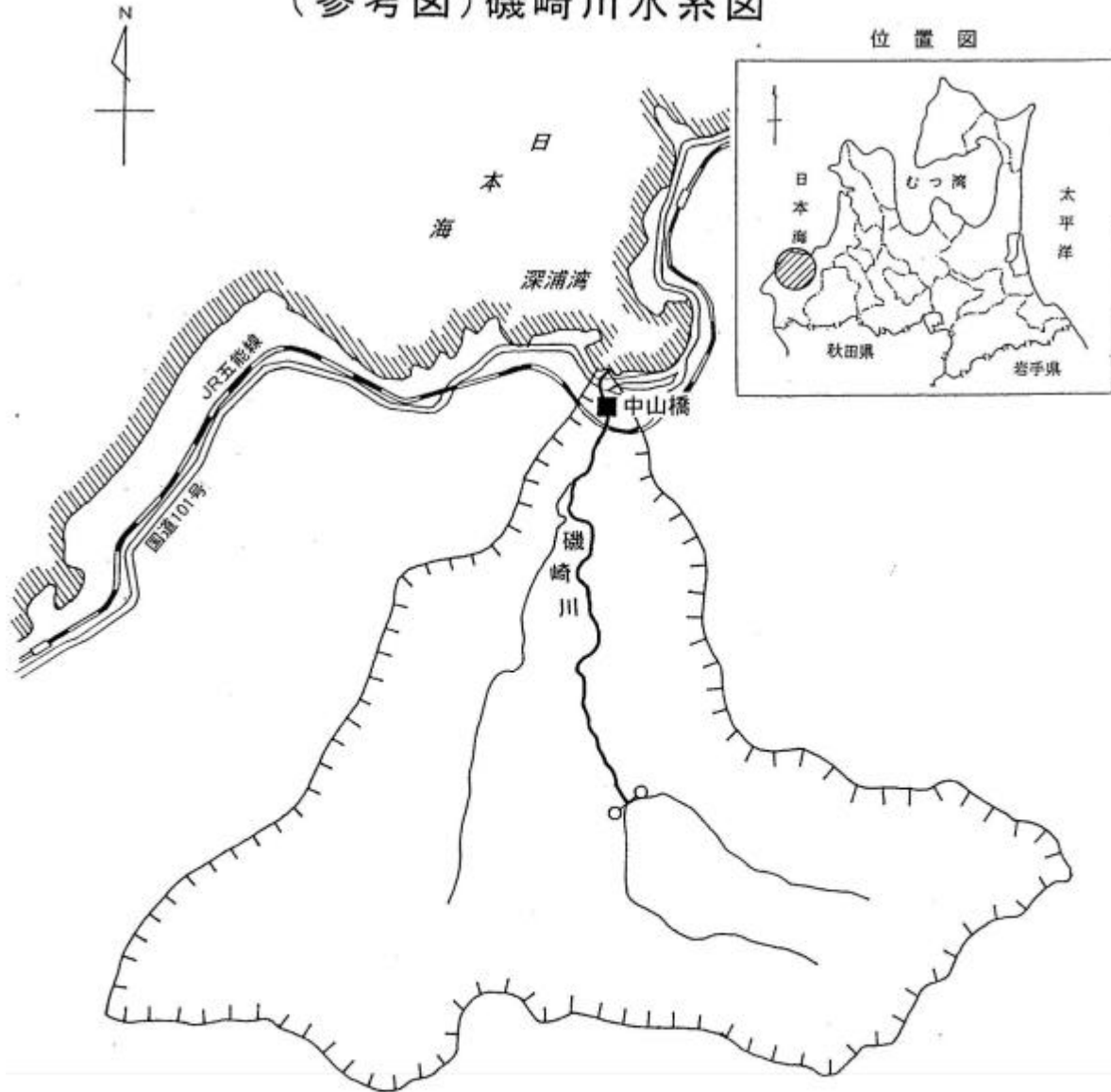
磯崎川本川における既得水利としては、かんがい面積約3ha、取水量約0.01m³/sの慣行水利がある。

これに対して、中山橋地点における過去10年間（昭和60年～平成6年）の平均湯水流量は0.10m³/s、平均低水流量は0.19m³/sである。

中山橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護等を考慮し、概ね0.11m³/sとする。

なお、中山橋地点下流の水利使用の変更に伴い、当該水量は増減するものである。

(参考図)磯崎川水系図



位置図



凡 例	
■	基準地点
┆┆┆┆┆	流域界
○—○	指定区間

